

1. 施設系サービスの支給決定と留意事項について

(1) 日中活動系サービス及び居住系サービスについて

■生活介護

主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

■療養介護

主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

■自立訓練(機能訓練)

身体障がい者又は難病等対象者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

■自立訓練(生活訓練)

知的障がい者又は精神障がい者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

■就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。

■就労継続支援A型

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

■就労継続支援B型

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち通常の事業所に雇用されていた障がい者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によつても通常の事業所に雇用されるに至らなかつた者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行ひます。

■施設入所支援

主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行ひます。

■共同生活援助

主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行ひます。

■宿泊型自立訓練

知的障がい又は精神障がいを有する障がい者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行ひます。

(2) 精神障がい者のサービスの申請について

障害福祉サービスの申請にあたつては、原則として手帳（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳）による支給決定のための確認が必要ですが、精神障がいのある方で訓練系のサービスを希望する場合に限り、自立支援医療証（精神通院のみ）または医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類ICD-10コードが記載されており、精神障がい者であることが確認できる内容であること）による確認に代えて申請することができます。

※診断書によるサービス申請をする場合の注意点

- ・診断書は任意の様式で可能です。医師の「署名」又は「記名及び押印」のあるものに限ります。（ただし、提出日の前6か月以内に発行されたもの。）
- ・新規申請時に診断書によるサービス申請をした場合、他のサービスに係る追加申請や決定を受けたサービスの更新時等にも、診断書の提出が必要です。
- ・診断書によるサービスの申請をした人が、後に精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療証（精神通院）を取得した場合には、そのコピーの提出をお願いします。（更新時等に診断書の提出が不要となります。）

(3) 暫定支給決定について

暫定支給決定は、当該サービスが障がい者本人に適しているかどうかをあらかじめ評価（アセスメント）することを目的とした短期間（暫定支給決定期間）の支給決定（暫定支給決定）を指します。

①訓練等給付に係る暫定支給決定の基本的な考え方

訓練等給付に係る障害福祉サービスは、障がい者本人の意向を尊重し、能力・適性等に応じ、より適切なサービス利用を図る観点から、利用を希望する事業について、

- ・継続利用についての利用者の最終的な意向の確認
- ・利用が適切かどうかの客観的な判断

を行うための期間を設定した支給決定をします。

②暫定支給決定の対象となるサービス

- ・自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援 A 型（雇用契約を締結しない場合を含む。）

③暫定支給決定期間

支給決定日より 2か月間とします。

④暫定支給決定から本支給決定までの流れ

暫定支給決定から本支給決定までの流れは次頁のとおりです。



※暫定支給決定を行わない場合の手続き

暫定支給決定の対象となるサービスに申請をした障がい者について、事前（支給決定前）に暫定支給決定期間中に行うアセスメントと同等と認められるアセスメントがすでに行われており、改めて暫定支給決定によるアセスメントを要しないものと市町村が認めるときは、暫定支給決定は行わなくても差し支えないものとされています。

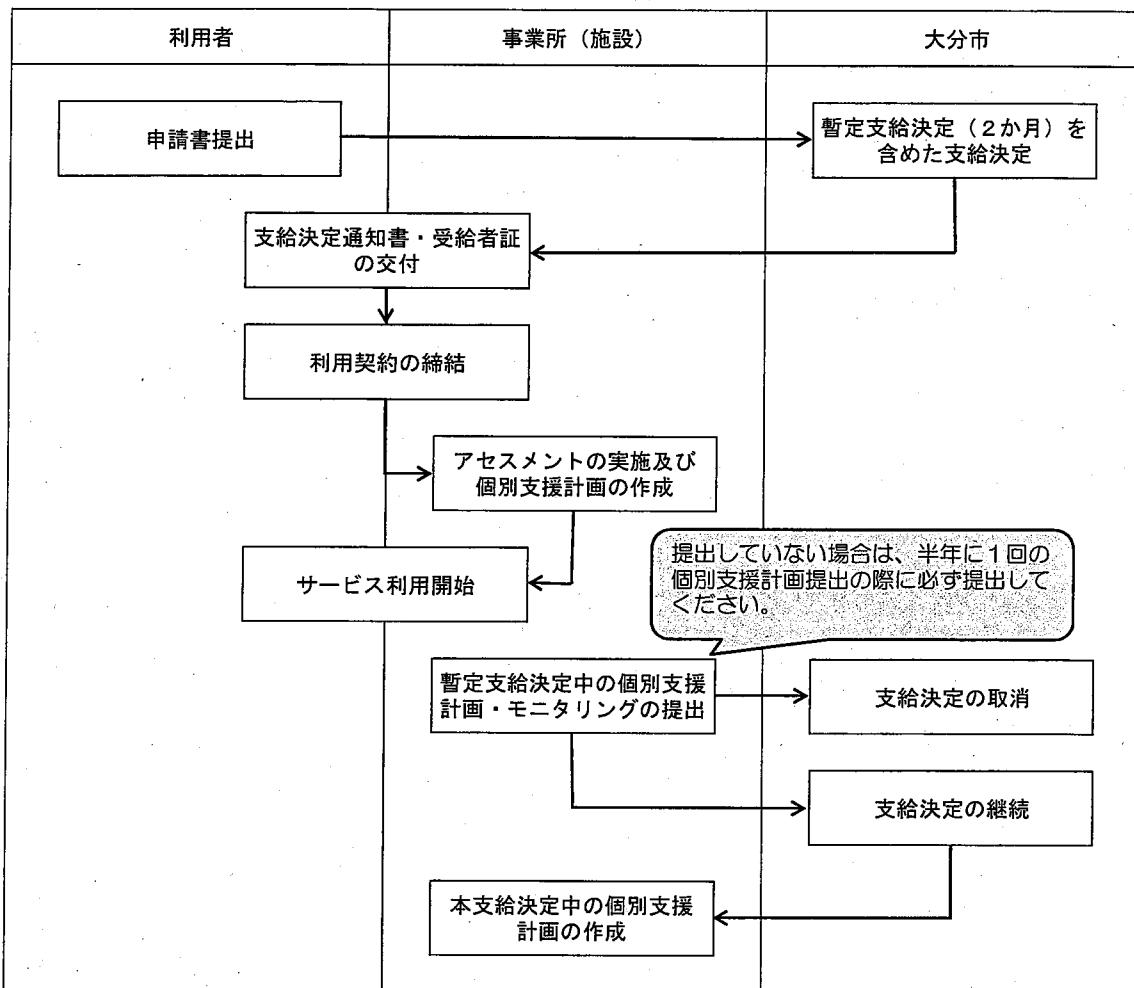
具体的には

○アセスメントシート（個人の評価書）

○個別支援計画

を支給決定前までに提出する必要があります。

暫定支給決定から本支給決定までの流れ



(四)

訓練等給付費の支給決定内容

サービス種別	就労移行支援
支給量等	就労移行支援基本 原則日数
支給決定期間	平成28年10月1日から平成29年9月30日まで
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
予備欄	就労移行支援の支給決定期間のうち平成28年10月1日から平成28年11月30日までは暫定支給決定期間とする。

暫定支給決定がある場合は、受給者証四面のこの欄に表示されます。

(4) 標準利用期間について

自立訓練等の標準利用期間が設定されているサービスには、サービスの長期化を回避するために標準利用期間を設定するとともに、当初支給決定期間は1年間までとしています。この1年間の利用期間では十分な成果が得られず、かつ、引き続きサービスを提供することによる改善効果が具体的に見込まれる場合には、標準利用期間の範囲内で支給決定期間の更新が可能です。

なお、標準利用期間を超えて、さらにサービスが必要な場合は、市の障害支援区分判定審査会へ諮問し、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新が可能となります（原則1回）。

①対象となるサービス

- | | |
|-----------------------|------------|
| ア. 自立訓練（機能訓練） | 1年6か月間（※1） |
| イ. 自立訓練（生活訓練、宿泊型自立訓練） | 2年間（※2） |
| ウ. 就労移行支援 | 2年間 |

※1 頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある場合は3年間

※2 長期入院していた又はこれに類する事由のある障がい者にあっては3年間



標準利用期間が設定されているサービスについて、再度同一のサービスの利用を希望する場合は、その必要性について十分検討を行い、サービス等利用計画（案）に再申請に至った経過と、必要性について検討した結果を明記してください。具体的な理由がなく、就労継続支援B型と就労移行支援を交互に利用したり、自立訓練（生活訓練）と就労継続支援B型を繰り返し利用したりするような場合、「安易な利用」と判断され、支給決定が認められない場合もありますのでご注意ください。

参考資料

標準利用期間満期に伴う更新の取扱いについて
(平成21年2月19日付障福第2681号) (抜粋)

(1) 更新の対象者

厚生労働省が事務処理要領で定める者（※1）について、当該施設の判断により該当者として市に対して要請があった者とする。

(2) 更新対象予定者の決定

（1）で施設より要請があった利用者については、市において、当該施設より併せて提出のあった書類等（※2）から、対象者としての要件を満たしているか判断し、対象者を決定する。

(3) 更新の対象者の判断基準

更新対象者としての判断基準は、下記の4つの状況から判断する。

- ア 訓練参加の状況
- イ 訓練意欲の有無
- ウ 訓練の進行状況
- エ 社会資源の状況（機能訓練のみ）

（4）更新の最終判断

市は、（2）で更新予定対象者として決定した者について、審査会に諮問し、必要性が認められた者について更新する。

なお、審査会において更新が却下された場合、標準利用期間の満期に伴い退所することが基本であるが、審査会の開催日から標準利用期間の満期まで期間がなく、退所先が確保できない等、利用者に対し事業所の責務を果たせない場合、3ヶ月を上限に猶予期間として更新することも可能とする。

（※1）厚生労働省が事務処理要領で定める者

「1年間の利用期間では、十分な成果が得られず、かつ、引き続きサービスを提供することによる改善効果が具体的に見込まれる場合」に該当する者であって、具体的には下記の考え方とする。

I 自立（機能）訓練

- ア 訓練や将来の生活設計に対して明確な目的を持ち、日々の訓練に取り組んでいること。
- イ 明確な訓練課題等があり、また、その訓練を行うことで利用者のより安定的な生活の確保につながること。
- ウ 身体的リハビリテーションの継続の必要性や身体機能の維持及び回復等の見込みがあること。
- エ 利用者の状況の変化及び満足度等の観点から施設内での会議において全体評価を行いサービス管理責任者等が継続の必要性を認めたとき。

II 自立（生活）訓練

「ア」及び「エ」に加え、

- ア 訓練開始当初に定めた明確な目標及び課題等について、やむを得ない事情等により未達成となったが、更新を行うことで達成が可能であること。

III 就労移行支援

「ア」及び「エ」に加え、

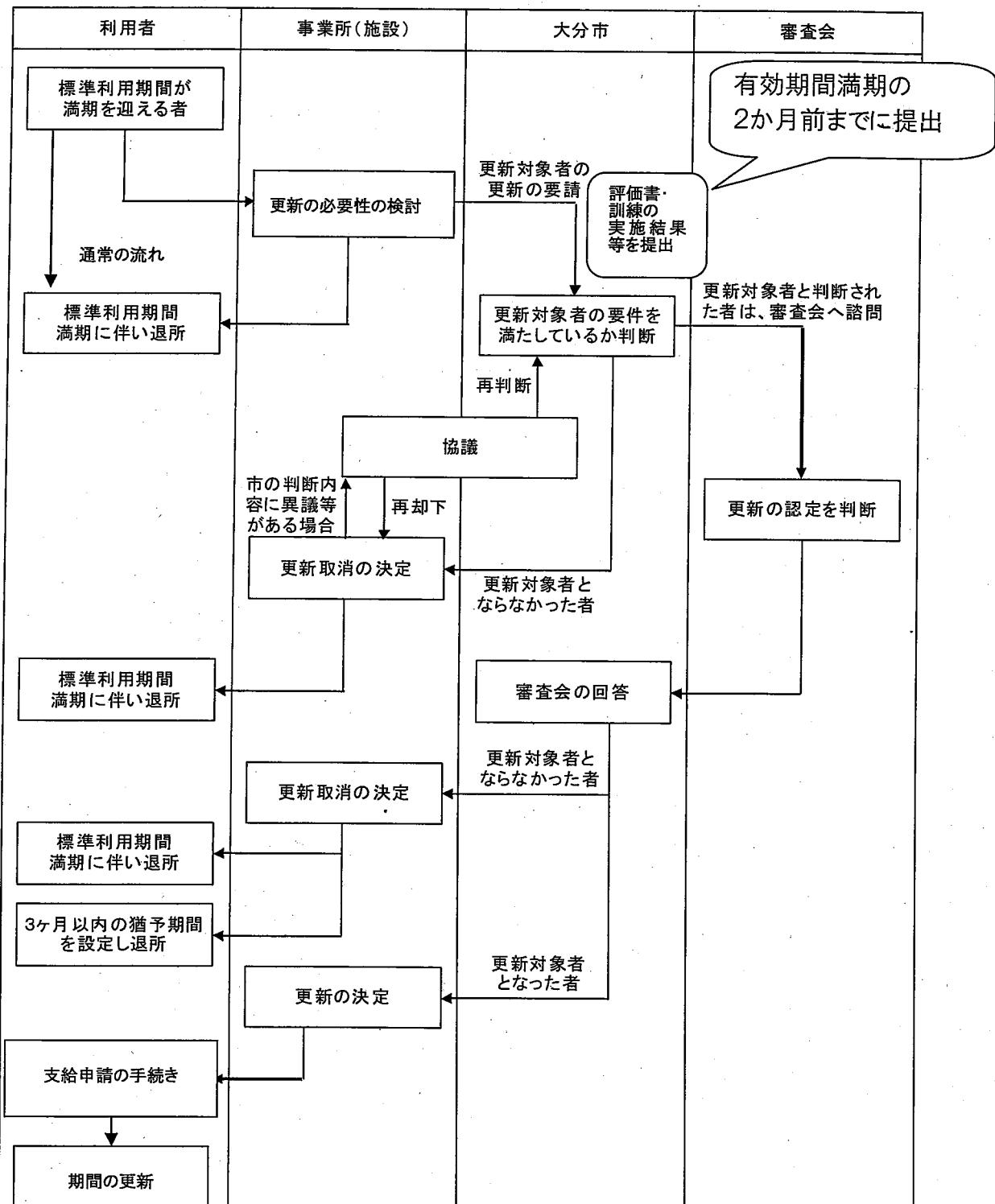
- ア 就労が予定されていること。

- イ 訓練開始当初に定めた明確な目標及び課題等について、やむを得ない事情等により未達成となったが、更新を行うことで達成が可能であること。または、経済情勢の著しい変動が生じた等外的な理由により、計画の変更等の必要が生じたこと。

（※2）更新対象者として市に要請があった該当者の書類

施設において厚生労働省が事務処理要領で定める者の根拠となる書類で、入所時の訓練計画、訓練の経過、訓練の進行状況、今後も訓練に参加する意欲等更新対象者の判断基準となる内容が分かるもの。

②更新決定までの流れ



※標準利用期間の更新を希望する場合には、サービスの有効期間満期の2か月前までに、更新評価書を提出してください（様式集13～23ページ参照）。
なお、2か月前を過ぎると、審査会等の都合により更新手続きが間に合わない可能性がありますので、ご注意ください。

(5) 原則日数を超過する場合の届出

① 対象となるサービス

生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練を含み、宿泊型自立訓練を除く)、就労移行支援及び就労継続支援(A型・B型)の支給量は「原則の日数」(各月の日数から8日を控除した日数)を上限とします。

なお、複数の日中活動系サービスを組み合わせて利用する場合は、当該複数の日中活動系サービスの支給量の合計が「原則の日数」以下である必要があります。

② 利用日数の原則と例外

ア. 原則

一人の障がい者が一月に日中活動サービス等を利用できる日数は、「原則の日数」を基本とします。

イ. 例外

日中活動サービス等の事業運営上の理由から、「原則の日数」を超える支援が必要となる場合は、都道府県知事(大分市内の事業者は大分市長)に届け出ることにより、当該事業者等が特定する3か月以上1年以内の期間(以下「対象期間」という。)において、利用日数の合計が「原則の日数」の総和の範囲内であれば利用することができます。

③ 届出に係る手続きについて

ア. 必要性の見込み

日中活動サービス等の事業者等は、年間事業計画等を踏まえ、「原則の日数」を超える支援が必要と判断した場合には、都道府県知事(大分市内の事業者は大分市長)に届出を行う必要があります。

イ. 届出の内容

○届出対象となるサービス

「原則の日数」を超えて支援を行う必要がある日中活動サービス等

○届出が必要な事項

- ・ 対象期間
- ・ 特例の適用を受ける必要性

○届出方法

届出は年1回とし、対象期間の前月末日までに届け出ること。

また、対象期間を変更する必要が生じた場合には、変更届を提出してください。

※届出様式については、障害福祉課ホームページを参照してください。

「大分市ホームページ」→「仕事・事業者」→「障害福祉関係事業者」→
「障がい福祉サービスを提供する事業者の指定についてお知らせします」
のNo.132に「利用日数に係る特例の適用を受ける日中活動サービス等に
係る(変更)申請書、利用日数管理票」があります。(H28年10月現在)

ウ. 利用者の利用日数の調整・管理

日中活動サービス等の事業者等においては、利用者との調整を図った上で、利用者の利用日数の割振計画を作成し、利用日数に関して適切に管理してください。

(6) 居住地特例について

①居住地特例の考え方

障害福祉サービスの支給決定は、施設等所在地の市町村の支給決定等事務及び費用負担が過大とならないよう、居住地原則の例外として、一定の施設等の入所・入居者については、入所等する前に居住地を有していた市町村が「居住地特例」により支給決定等を行っています。

このため、対象となる施設等に継続して入所又は入居する間（他の対象施設等に移る場合を含む。）は、居住地特例は継続し、最初に施設等に入所等する前の居住地市町村が引き続き実施主体となります。

②居住地特例の対象となる施設等の範囲

ア. 障害者支援施設

イ. のぞみの園

ウ. 児童福祉施設（*法第5条第1項の厚生労働省令で定める施設）

エ. 療養介護を行う病院（*法第5条第6項の厚生労働省令で定める施設）

オ. 生活保護法第30条第1項ただし書きの施設

カ. 共同生活援助を行う住居（当分の間の経過措置）

*法=障害者総合支援法

※従前から運用上居住地特例を行っている以下の施設等についても、運用上引き続き同様の扱いとします。

福祉ホーム 宿泊型自立訓練 精神障害者退院支援施設

また、精神科病院その他以下に掲げる矯正施設等（以下「精神科病院等」という。）に入院、入所等している者又は退院、退所等して居住地特例対象施設に入所、入居等する者についても、運用上、精神科病院等に入院・入所等する前に居住地を有した市町村を実施主体とします。なお刑事施設又は少年院（以下「矯正施設」という。）収容前に居住地を有していないか又は明らかでない者については、矯正施設収容前におけるその者の所在地に当たる逮捕地の市町村を実施主体します。

<input type="checkbox"/> 精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。以下同じ。）	<input type="checkbox"/> 自立更生促進センター
<input type="checkbox"/> 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）	<input type="checkbox"/> 就業支援センター
<input type="checkbox"/> 少年院	<input type="checkbox"/> 自立準備ホーム
	<input type="checkbox"/> 更生保護施設



なお、18歳になる以前から措置又は契約により、児童福祉施設に入所しており、引き続き特定施設（ア～カまでの施設）に入所する者の実施主体は、当該者が18歳になる前日（障がい児であったとき）に当該障がい児の保護者が居住地を有した市町村とします（障がい者として児童福祉施設に入所し、引き続き特定施設に入所する者の実施主体は、施設に入所する前日に、当該障がい者が居住地を有した市町村とします）。

(7) 復職支援について

就労継続支援事業は、障害者総合支援法第5条第14項（※下記参照）において、「通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者」に、就労の機会の提供と生産活動その他の活動の機会の提供を通じ、知識及び能力の向上のために必要な訓練等便宜を供与することとなっています。休職者の復職支援については、職業センター及び医療機関が設置するデイケア等において既に行われており、当該障害福祉サービスの趣旨とは沿わないものと考えられます。

しかし、利用者各々の状況によっては、当該障害福祉サービス事業所が提供する事業内容が復職支援に役立つケースもあることから、復職支援のために当該障害福祉サービスを活用することについて、以下のような点から支給決定の可否を判断します。

（※）障害者総合支援法第5条第14項

この法律において「就労継続支援」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

①対象者の要件

対象者としての要件は、下記の全てに該当する者とします。

- ア．障害福祉サービスの利用要件を満たしていること。
- イ．現に会社等から雇用されており、医師の判断等により休職中となっている者で、復職のプログラムに基づき復職支援を受ける者。
- ウ．事業所が面接等により、当該事業所の事業内容が復職支援として適していると認めた者。

②対象者の判断

対象者もしくは対象者を受け入れる事業所は、障害福祉サービスの利用申請書に下記の必要書類を添えて提出してください。市において、対象者としての要件を満たしているか判断します。

※必要書類

- ア．復職支援評価書（様式集24～25ページ参照）

- イ. 個別支援計画
- ウ. 復職までのプログラム(スケジュール)

③就労移行支援事業について

就労移行支援事業については、就職を目的としたものであることから、本件に適しないものと判断し、支給決定を行いません。

(8) 日中活動サービスと一般就労の併用について

障害福祉サービス事業所等の利用者が一般就労（正規・非正規問わず）へ移行した場合、基本的には、その後は日中活動サービスを利用しないことを想定しています。ただし、一般就労と日中活動サービスを併用する必要性があると判断される場合のみ、併用することを認めています。日中活動サービスと一般就労の併用について次のとおりとしていますので、ご留意ください。

○一般就労との併用が認められるサービス

サービス名	就労移行支援
考え方の根拠	<p>就労移行支援は「就労を希望する65歳未満の障がい者であって通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるもの」が対象であり、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、また就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行うこととされている。</p> <p>このため、一般就労を定着させるための訓練として必要があれば継続してサービスを受けることは可能と考えられる。</p> <p>*就労にはアルバイトを含む（正規雇用、非正規雇用を問わない）</p>
併用のための手続きについて	就労移行支援と一般就労を併用することとなった場合は、就労定着のための継続支援が必要か否かを判断するため、サービスの継続利用に係る理由書（施設長の理由書または医師の診断書等）の提出が必要。
一般就労との併用に係る注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労とサービスの併用をする場合は、必ず事前に事業所から市へ報告の上、必要な手続きをとること。 ・就労先の企業が、他の障害福祉サービス事業所に通うことを認めていること。

○一般就労との併用が認められないサービス

サービス名	就労継続支援A型、就労継続支援B型
考え方の根拠	就労継続支援A型、B型とともにその対象者は「通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者」であり、その例として就労継続支援A型では「現に雇用関係がない者」、就労継続支援B型では「事業所に雇用されることが困難になった者」が挙げられている。このため、両サービスともその趣旨から一般就労との併用はなじまないものと考えられる。
一般就労との併用に係る注意点	<ul style="list-style-type: none">・就労継続支援A型利用者で一般就労しようとする場合は、サービスを終了し一般就労に切り替えること。・就労継続支援B型利用者で一般就労との併用が必要な者については、就労移行支援に移行し、一般就労の定着に向けた訓練を行ってください。

(9) 障害者支援施設で施設入所支援を受ける者の居宅介護等の利用について

障害者支援施設の入所者で一時帰宅中に係る本体報酬又は外泊時の報酬が算定される期間において、一時帰宅中の入所者に対し、当該施設の負担で指定居宅介護事業者等と委託契約を締結して、居宅介護等提供することは差し支えありません。